



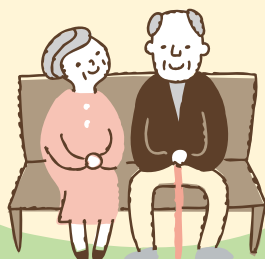
第4期



三好市 地域福祉計画



概要版



2023 (令和5) 年3月

計画の概要

地域福祉を取り巻く社会的背景

これまで、介護が必要な高齢者や障害がある人、生活困窮状態にある人への支援など、対象ごとの枠組みの中で、福祉サービスや制度が展開されてきました。しかし、少子高齢化の進行や世帯人員の減少、独り暮らし高齢者の増加といった人口構造的な変化や人々のライフスタイル、価値観の多様化などを背景として、制度の狭間に位置し複合的な課題を抱える人への対応が困難な事例も表面化してきました。

高齢の親が無職等の子ども
の面倒をみる
「8050問題」

介護と子育て
の両方を担う
「ダブルケア問題」

高齢者が
高齢者を介護する
「老老介護問題」

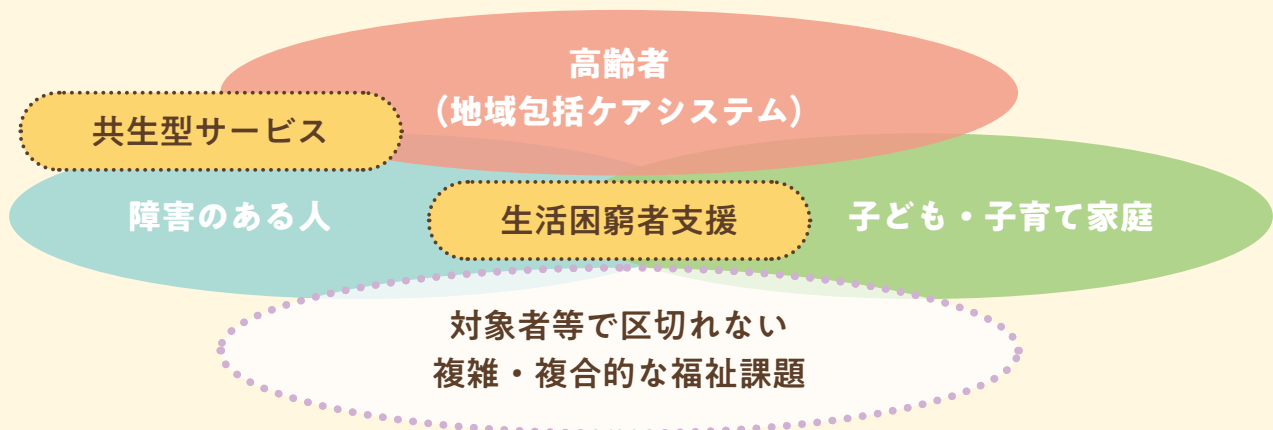
新型コロナウイルス
感染症の拡大による、
地域経済や日常生活
への影響・生活苦や
精神的なストレスを
抱える人の増加

家族の世話などを
日常的に行っている
こどもの「ヤング
ケアラー問題」

地域共生社会の実現

国においては、福祉の制度や分野の関係を超えて、地域住民をはじめ多様な主体がつながる力を発揮することで、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を推進しています。「地域共生社会」とは、制度や分野による「縦割り」を見直し「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のことです。

● 地域共生社会 ●



地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう「地域を中心として、共に支え合い、助け合う社会を基盤とした福祉」とされています。地域で支援を必要としている人の様々な困りごとや不安を、住民一人一人が主体となって解決していく地域福祉活動は「自助」「互助」「共助」「公助」という四つの考え方（四助）に基づいて推進されます。

● 自助・互助・共助・公助のイメージ ●

市民・関係機関・社会福祉協議会・行政等の相互協力

自助

住民自らができることは自らが行う

- 自分でできることは自分で行う（自助努力）
- 家族や親族による支え合い、助け合い
- 民間の福祉サービス等の利用

互助

地域住民がお互いに助け合い・支え合う

- 身近な地域において隣近所や友人、知人とお互いに助け合う
- 自治会等の住民自治組織や社会福祉協議会等の社会福祉法人、ボランティア、NPO等の市民活動団体による支え合い、助け合い

共助

社会保障制度やサービスなど

- 介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じて様々な社会保障制度やサービスの提供を受ける

公助

行政による支援

- 公的な制度としての福祉・保険・医療その他の関連する施策に基づくサービスの提供や支援
- 生活保護や人権の擁護、虐待防止対策など行政施策として行うべきもの

基本理念と施策の体系

計画の基本理念

なんも気にせんでかんまんけん！！
みんなで作ろう 幸せ社会

本計画においては、若い力の代表として、徳島県立池田高等学校 辻校の生徒の皆さんの考案による「基本理念」を掲げます。

施策の体系

基本目標 **1** 意識を高める

- 基本施策① 福祉への関心を高める意識啓発の推進
基本施策② 学びの場における人権と福祉意識の醸成

基本目標 **2** 交流を深める

- 基本施策③ 世代を超えた顔が見える交流の促進と拠点づくり
基本施策④ 地域活動やボランティア活動の情報提供と参加促進

基本目標 **3** 担い手を育む

- 基本施策⑤ 地域福祉の担い手づくり
基本施策⑥ 福祉のネットワークづくり

基本目標 **4** 困りごとに寄り添う

- 基本施策⑦ 暮らしを支える生活支援の充実
基本施策⑧ 包括的な相談支援体制の整備(三好市重層的支援体制整備事業)
基本施策⑨ 多様な福祉サービスの適切な利用促進

基本目標 **5** 安心して暮らす

- 基本施策⑩ 誰もが暮らしやすい生活環境の整備
基本施策⑪ 大切な権利を守る体制の整備(三好市成年後見制度利用促進基本計画)
基本施策⑫ 防災体制の充実
基本施策⑬ 防犯対策と再犯を防止する取組の充実(三好市再犯防止推進計画)

三好市の重点的な取組

重点事項

1 人づくり・担い手づくり

本計画における主な取組

- サロンのリーダーを育成する研修会やボランティア講座の定期的な開催
- 高齢者向けボランティアとして「生活支援・フレイルサポーター」の養成講座を実施
- 市民へのボランティア関連情報の周知及びボランティアへの参加機会の充実
- 人材の発掘や育成を目的とした各種養成講座の開催
- 地域住民との協働による災害ボランティアセンターの設置運営訓練
- 気軽に参加できる活動拠点の整備 …など

重点事項

2 移動手段の確保

本計画における主な取組

- 市内に居住する65歳以上の市民を対象とした「高齢者等タクシー利用助成事業」の推進
- 住民同士による送迎の仕組みづくりや移動販売事業者の誘致など、ソフト面での解決を図る検討 …など

重点事項

3 地域における交流の促進

本計画における主な取組

- 児童・生徒を対象とした福祉教室やボランティア体験学習の機会の提供
- 伝統文化や技術を体験できるイベントの開催
- 市内各地区における「住民座談会」の開催、公民館の市民の交流の場としての開放
- 地域サロンなど、高齢者の集いの場の充実や「通いの場」の促進
- 地域福祉活動を行う団体や組織への活動拠点の整備に向けた支援 …など

重点事項

4 限界集落対策

本市の主な取組

- 集落の実情や地域の課題を把握し、住民と協働して地域活力の維持、活性化に取り組む集落支援員への支援
- 集落の住民同士が支え合える環境の整備及び自治会の存続や活動が厳しくなっている地域に対する集落支援員と連携した改善策の検討
- 国や県、民間企業等における補助事業や研究事業等の情報収集、情報提供及び自治会活動への支援 …など

施策の展開

基本目標 1

意識を高める

基本施策 1 福祉への関心を高める意識啓発の推進

- 市の広報紙やホームページ、SNS等のデジタルツールを活用し、幅広い年齢層に向けて地域福祉についてより分かりやすい情報を発信します。
- 市民の誰もが「地域共生社会」の意義を理解し、身近な地域で支え合い、助け合う意識の向上を図ります。

基本施策 2 学びの場における人権と福祉意識の醸成

- 教育や保育の場において、ふれあいや交流、支え合いについて学ぶ機会を充実し、子どもの頃からの地域福祉及び人権尊重意識の醸成に努めます。
- 生涯学習の場などを活用し、市民の誰もが参加しやすい学習の場を充実します。

住民一人一人が取り組むこと

- 日頃の挨拶や声掛けを心掛け、顔なじみをたくさんつくりましょう。
- 地域の一員である自覚を持ち、助け合い、支え合う福祉の意識を持ちましょう。
- 地域福祉や地域共生社会に関心を持ち、自ら学び、家庭で話し合う機会を持ちましょう。

地域で協力して取り組むこと

- 自治会や地域の集まりを月に1回程度開催し、お互いを知るきっかけをつくります。
- 挨拶や声掛けなどを通じて、近所付き合いや見守りを大切にする地域づくりを進めます。
- 福祉や社会参加、生きがいにつながる学習機会を提供します。

三好市（行政）が取り組むこと

- 地域福祉に関する意識啓発の推進
- 地域福祉に関する情報発信
- 児童・生徒への福祉意識の醸成
- 福祉教育の推進
- 人権啓発活動の推進

基本目標 2

交流を深める

基本施策 3 世代を超えた顔が見える交流の促進と拠点づくり

- 幅広い年齢層を対象とした交流の機会の充実により、住民の主体的な活動を促進します。
- 誰もが気軽に集える交流の拠点を充実し「顔が見える関係づくり」を促進します。

基本施策 4 地域活動やボランティア活動の情報提供と参加促進

- 市民の誰もが気軽に参加できる地域活動やボランティア活動を促進するとともに、参加へのきっかけづくりを充実します。

住民一人一人が取り組むこと

- 地域のイベントや行事に積極的に参加しましょう。
- 地域の仲間と趣味やスポーツを楽しむなど、いろいろな方法で人間関係を深めましょう。
- 気軽に参加できる地域活動や清掃などのボランティア活動を見つけ、参加してみましょう。
- 地域活動やボランティアに関する情報を収集し、自分ができることはないか考えてみましょう。

地域で協力して取り組むこと

- 地域で世代間の交流活動を推進し、地域のつながりを強化します。
- 幅広い世代が交流できる機会や場をつくり、地域行事や文化などを次世代に伝承します。
- 地域活動やボランティア活動について周知し、住民の参加を促進します。
- 子どもや若者、人付き合いが苦手な人でも参加しやすい活動に取り組みます。

三好市（行政）が取り組むこと

- 地域との交流による郷土愛の育成
- 住民座談会の開催
- 公民館の有効活用
- サロン設置の支援
- 自治会活動への支援
- 拠点整備への支援
- 通いの場の充実
- ボランティアへの参加促進
- 集落支援員との連携による取組の推進

基本目標 3

担い手を育む

基本施策 5 地域福祉の担い手づくり

- 若い年齢層を見据えた、地域活動のリーダーや担い手の育成に対する支援の充実を図り、地域活動の活性化に努めます。

基本施策 6 福祉のネットワークづくり

- 社会福祉協議会をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア活動団体などが協働しやすい環境づくりに努めるとともに、関連する分野の活動団体同士をつなぎ、より効果的な取組を進める福祉のネットワークづくりを推進します。

住民一人一人が取り組むこと

- 自分の住んでいる地域に関心を持ち、福祉を学ぶ機会や地域の活動に積極的に参加しましょう。
- 地域福祉の担い手やリーダーの負担を軽減するために、できる範囲で活動に協力しましょう。
- 社会福祉協議会や自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループなどの活動を知りましょう。

地域で協力して取り組むこと

- 各団体の組織の強化や活動の活発化に取り組み、担い手やリーダーを育てます。
- 地域で福祉に関心のある人や公的な仕事を退職した人などを担い手として掘り起こします。
- 地域で活動する団体同士をつなぎ、より効果的な活動ができる仕組みづくりを検討します。

三好市（行政）が取り組むこと

- 地域の維持・活性化を図る取組の推進
- 地域活動のリーダー育成
- 認知症サポーターの養成
- 専門性の確保と人材の育成
- 活動の活性化や連携に向けた支援
- 関係部署等との連携
- 住民活動との連携強化
- 社会福祉協議会との連携強化

基本目標 4

困りごとに寄り添う

基本施策 7 暮らしを支える生活支援の充実

高齢者を対象とした生活支援サービスをはじめ、障害のある人、子育て家庭や生活困窮世帯等からの多様な支援ニーズに対して、相談の対応から適切なサービスにつなぐ仕組みづくりを推進するとともに、行政による公助に加え、公的サービス以外の住民や地域の団体等による支援（インフォーマルサービス）の充実を図ります。また、助け合う意識の向上を図ります。

基本施策 8 包括的な相談支援体制の整備（三好市重層的支援体制整備事業）

複雑化、多様化する悩みや困りごと、また、制度の狭間にあることから、相談先が分からないといったケースにも対応できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、重層的支援体制整備事業に取り組み「誰一人取り残さない支援」を推進します。

基本施策 9 多様な福祉サービスの適切な利用促進

高齢者福祉や介護保険に関する公的なサービスをはじめ、障害福祉や子育て支援に関するサービスなど、一人一人の状況やニーズに応じて、適切なサービス支援へとつなぎます。

住民一人一人が取り組むこと

- 家族や個人で困りごとを抱え込まず、民生委員・児童委員や相談窓口を積極的に活用しましょう。
- 困ったときに相談できる窓口の情報を入手し、必要に応じて利用しましょう。
- どのような福祉サービスや制度があるか、三好市や社会福祉協議会が発信する情報を確認しましょう。

地域で協力して取り組むこと

- 地域で困りごとや悩みごとを抱えている人を把握できるように、住民同士の良好な関係づくり、気軽に相談しやすい関係づくりを進めます。
- 制度の狭間や複合的な課題を持つ人の現状を把握し、対応策を検討できる仕組みを検討します。
- 地域の活動やイベントに参加しない人が孤立しないよう見守ります。
- 様々な機会を活用して、福祉の制度やサービスに関する情報を発信します。

三好市（行政）が取り組むこと

- 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
- 民生委員・児童委員との連携強化
- 買い物支援
- 移動支援
- 相談窓口の周知
- 民生委員・児童委員の周知
- 専門機関との連携強化
- 制度の狭間にいる人への支援
- 要支援者の家族への支援
- 自殺対策の推進
- 福祉に関する情報の発信
- 市の個別計画との連携強化

基本目標 5 安心して暮らす

基本施策 10 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

誰もが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設や交通機関、道路等におけるバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの導入など、地域共生社会に視点を置いた生活環境の整備を推進します。

基本施策 11 大切な権利を守る体制の整備(三好市成年後見制度利用促進基本計画)

高齢者の独り暮らし世帯や認知症の人の増加などを見据え、総合的な権利擁護事業を推進するとともに、制度の内容について分かりやすい情報提供や周知により、適切な利用を促進します。

基本施策 12 防災体制の充実

地域における自主防災組織の整備の促進をはじめ、地域住民や関係機関、行政が協働して地域の防災体制の強化や避難行動要支援者への支援を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

基本施策 13 防犯対策と再犯を防止する取組の充実(三好市再犯防止推進計画)

市民が犯罪に巻き込まれることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに「再犯防止推進計画」を策定し、関係機関との連携を図りながら、再犯防止施策を推進します。

住民一人一人が取り組むこと

- 危険箇所や改善する必要がある場所を発見したら、行政等に情報を提供しましょう。
- 人権を尊重する意識を持ち、少数意見（マイノリティ）の意見にも耳を傾けましょう。
- 認知症の人など身近に権利擁護の必要がある人に気付いたら、民生委員・児童委員や行政機関等に伝えましょう。
- 地域防災活動や防災学習会等に積極的に参加しましょう。
- 避難するときは近所の人と声を掛け合い、避難行動要支援者の支援にできる範囲で協力しましょう。
- 地域の防犯活動やパトロールに積極的に参加しましょう。
- 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」など、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組への理解を深めましょう。

地域で協力して取り組むこと

- 地域の危険箇所等の把握、点検を行うとともに、通行の障害となる放置自転車や通行妨害の解消に努めます。
- 差別や無視、いじめ等を行わない人権尊重の地域づくりに努めます。
- 権利擁護や成年後見制度等について学び、理解を深める場をつくります。
- 防災訓練や防災についての研修を実施し、防災知識を学ぶ機会を充実します。
- 配慮の必要な方の見守りや声掛けを行います。
- 住民が参加しやすい防犯や交通安全活動を検討します。
- 地域で犯罪や非行の防止に関する啓発と、再犯防止に関する地域での理解の促進に努めます。

三好市（行政）が取り組むこと

- 公共施設等におけるバリアフリーの推進
- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 権利擁護事業の推進
- 性の多様性に関する理解の促進
- 権利擁護事業の推進
- 権利擁護制度の普及・啓発
- 虐待防止対策の推進
- 成年後見制度の普及
- 【三好市成年後見制度利用促進基本計画の取組】
- ◎ 市民への周知・啓発
- ◎ 相談支援体制の整備
- ◎ 地域連携ネットワークの整備
- 防災意識向上の推進
- 避難行動要支援者支援の充実
- 福祉避難所の整備
- 地域との連携による見守り体制の充実
- 防犯設備等の整備
- 交通安全意識向上の推進
- 【三好市再犯防止推進計画の取組】
- ◎ 広報・啓発活動の推進
- ◎ 出所者等への生活支援
- ◎ 関係機関・団体との連携
- ◎ 保健・医療・福祉分野における支援
- ◎ コレワーク四国との連携体制の構築
- ◎ 非行の防止と修学支援

第4期 三好市地域福祉計画 概要版

発行 2023(令和5)年3月
発行者 三好市 環境福祉部 地域福祉課
〒778-0004 徳島県三好市池田町シンマチ1476番地1
TEL: (0883) 72-7647 FAX: (0883) 72-6664
E-mail chiikifukushi@city.tokushima-miyoshi.lg.jp